登米市監査委員告示第2号

住民監査請求に基づく監査の結果による令和3年12月16日付け勧告を受けて講じた措置について、地方自治法第242条第9項前段の規定により登米市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、次のとおり公表します。

令和4年1月28日

登米市監查委員 千 葉 良 悦 登米市監查委員 岩 淵 正 宏

記

1 勧告の内容

初任給の決定を誤って、過大な支給をしたことは財務会計行為の瑕疵であり、1,356,539円は市の損害である。対象者に返還を求めなかったことは妥当と思われるが、返還請求の権利を放棄するのであれば、地方自治法第96条第10項の規定により議会の承認を得ることが必要であり、適正な措置を講ずることを勧告する。

2 勧告に基づき講じた措置

初任給決定の誤りによって生じた過大支給分 1,356,539 円を市の損害と認め、損害賠償として補填することとする。

損害賠償の補填にあたっては、当該過大支給があった年度に在任していた市長が行うものとし、前市長及び現市長がそれぞれ補填する。

なお、損害に係る債権の放棄を行わず、上記のとおり損害賠償請求権を 行使し損害を補填させることとしたため、当該債権に係る債権放棄の議決 は不要となるもの。

- (1)損害賠償請求の通知 令和4年1月26日
- (2) 損害賠償金の支払期限 令和4年2月10日